

大磯町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

大磯町後期高齢者医療に関する条例（平成19年大磯町条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合」を「年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大磯町後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和3年1月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第4項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

令和3年2月15日提出

大磯町長 中 崎 久 雄